

境港利用企業助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 境港貿易振興会（以下「振興会」という。）は、境港の利用促進を図るため、境港外貿定期航路を利用して輸出入を行う荷主に対して、その実績に応じて、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県境港利用促進支援事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を本要綱で定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 境港外貿定期航路

境港と他国の港との間を定期的に運航している中国航路、韓国航路をいう。

(2) 荷主

直接貿易においては船荷証券に荷送人又は荷受人として記載のある者、もしくは間接貿易においては船荷証券に記載のない輸送貨物の起点となる荷送人または終点となる荷受人（以下「国内における発注主」という。）のうち1者とする。

(3) TEU

20フィートコンテナ1本を1TEU、40フィートコンテナは2TEUとする。

(4) 境港利用日

境港外貿定期航路の船舶の境港入出港日とする。

(助成事業)

第3条 助成金交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、境港外貿定期航路を利用する事業であって、次の各号に定めるものとする。

(1) 当該年度中に境港外貿定期航路を新たに利用して境港でコンテナ貨物等の輸出入を開始する事業（以下「境港新規利用企業助成事業」という。）

(2) 境港外貿定期航路を利用して輸出入を行うコンテナ貨物等について、前年度の境港利用実績と比べて貨物量が増加する事業（以下「境港利用拡大助成事業」という。）

(3) 当該年度に境港外貿定期コンテナ航路の小口混載貨物サービスを境港で利用する事業（以下「境港小口混載利用促進事業」という。）

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、当該年度に境港外貿定期航路を利用して輸出入を行い、かつ国内に事業所を有する荷主とする。

(助成対象期間)

第5条 助成の対象となる期間は、次の各号のとおり定める。

(1) 第3条第1号から第3号のいずれかの事業を利用しようとする者は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの境港利用日とする。

(助成金の額等)

第6条 第3条第1号から第3号で規定する事業の助成金の額は別表のとおりとする。

2 助成金は予算の範囲内とし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は超過部分については交付しないものとする。

別表

事業名	助成金の額等
境港新規利用 企業助成事業	1TEUあたり20千円（1事業実施主体につき300千円/年度を上限とする） なお、境港新規利用企業助成事業の対象貨物で中国航路利用により上海との輸出入を行う貨物については、1TEUあたり5千円を追加（1事業実施主体につき75千円を上限とする）
境港利用拡大 助成事業	前年と比較して増加した貨物について、1TEUあたり10千円（1事業実施主体につき2,000千円を上限とする） なお、境港利用拡大助成事業の対象貨物で中国航路利用により上海との輸出入を行う貨物については、1TEUあたり5千円を追加（1事業実施主体につき1,000千円を上限とする）
境港小口混載 貨物利用促進 事業	船荷証券で算定された海上運賃の元となる重量1トン又は容積1立方メートルあたり、直行便については1千円（1事業実施主体につき100千円を上限とする）、積替便については4千円（1事業実施主体につき200千円を上限とする）

(事前申込)

第7条 第3条第1項に規定する要件を満たす者のうち、当該事業の助成を希望する者（以下、「助成希望者」という。）は、当該年度の境港利用助成事業計画書（様式第1号）（以下、「計画書」という。）を、原則、境港利用開始日以前に振興会会長に提出しなければならない。なお、利用開始日以前に提出できない場合は、利用開始後、速やかに提出するものとする。

2 振興会会長は、計画書を受理したときは、その内容を確認し受付日及び番号を助成希望者に通知するものとする。

3 振興会会長は、計画書を受理しない決定をしたときは、その旨の理由を付して助成希望者に通知するものとする。

(助成金交付申請及び請求)

第8条 助成希望者は、境港利用企業助成金交付申請書兼請求書（実績報告書）（様式第2号）に船荷証券（写し）を、平成30年12月31日までの境港利用実績は、平成31年1月31日までに、平成31年1月1日から平成31年3月31日までの境港利用実績は、平成31年4月10日までに、振興会会長に提出しなければならない。

ただし、境港利用実績が助成金の限度額に達した時点、又は当該年度の利用が終了した時点で振興会会長に提出するものとする。

2 間接貿易において船荷証券上の荷主が交付申請者となる場合は、予め国内における発注者と調整を図った上で交付申請を行うものとする。また、国内における発注主が交付申請者となる場合は、別に定める書類またはそれに準ずるものを、別途、提出するものとする。

(助成金交付決定)

第9条 会長は、前条の境港利用企業助成金交付申請書兼請求書（実績報告書）を受理したときは、すみやかに内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。

2 助成金を交付する場合は、会長はその旨を助成希望者に、境港利用企業助成金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により通知する。

3 不交付とする場合は、会長はその旨当該請求者に、境港新規利用企業助成金不交付決定通知書（別記様式第4号）により通知する。

(助成金の支払い)

第10条 助成金の支払いは、前条の規定により交付決定兼確定通知をしてから30日以内に当該請求者に対し支払うものとする。

(助成金の返還)

第11条 会長は、虚偽の請求及び不正の手段により助成金を受領した者に対し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、当該事業の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

境港貿易振興会会長 様

申請者 所在地 〒
 名 称
 代表者 ⑩
 〔 担当者所属氏名
 電 話

平成 年度境港利用企業助成金交付申請書兼請求書（実績報告書）

境港利用企業助成金の交付を受けたいので、境港利用企業助成事業実施要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて申請（報告）します。

記

1 申請の種類及び対象

種 類： ・境港新規利用企業助成事業 ・境港利用拡大助成事業 ・境港小口混載利用促進事業
 申請対象： ・4～12月利用分 ・1～3月利用分 ・途中申請(上限額、年度内利用終了)

※申請の種類・申請対象について、それぞれ該当するものを○で囲んでください。

2 実績等

(1) 当該年度利用実績及び今年度の見込

記入数値の単位の別 TEU / 台 / t / m³

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度見込
輸出													
輸入													
合計													
							4～12月計：			1～3月計：			

*輸出入合計欄は実績確定月を○で囲み、以降は見込数字を記入し年度見込まで記入下さい

(2) 前年度利用実績（*境港利用拡大助成事業を申請する場合にご記入ください。）

記入数値の単位の別 TEU / 台 / t / m³

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度実績
輸出													
輸入													
合計													

3 貨物の内容 _____

4 交付請求額 金 _____ 円

5 振込先口座

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義（フリガナ）

6 貨物明細（交付請求対象貨物分のみ記入してください。なお、枠が足りない場合は加筆してください。）

	BL #	入出港日	数量	仕向(出)港	利用船社	通関業者
1						
2						
3						
4						
5						
合計						

※「入出港日」は境港の入出港日、「数量」は数量単位(TEU、台、t、㎡)、「利用船社」は(神原・高麗・興亜・長錦)、「通関業者」は(境港海陸運送、上組、ミック、等)をご記入ください。

※境港利用荷主・利用を決定した荷主が、BL上に記載されていない場合は、記載された(輸出入等を代行した)商社等と調整の上、別途貨物所有権移転届書を添付して下さい。請求はどちらか一者のみとなりますので事前に十分調整の上で申請して下さい。

7 添付書類 1. 船荷証券(写し) 2. その他